

## 月刊 こう食品法令 【2020年 9月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
: 特定保健用食品の表示に関する公正競争規約
- B【シリーズ】 食品表示案内 第2講  
: 一括表示の原材料名
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 消費税の総額表示

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「特定保健用食品の表示に関する公正競争規約及び同施行規則」が令和2年8月21日から施行されました。ただし、第20条から第26条までの広告に関する規定については、規約の認定の告示の日(2020年6月24日)から起算して6月を経過した日から施行される予定です。



## <目的>

■トクホ＝「特定保健用食品」は消費者庁の許可を得て、健康を保つのに特定の効果があることを表示できますが、効果を誇張した表示をするなど、一部に消費者の誤解をまねく表示が問題となっていました。

そこで、業界の自主ルールとして公正競争規約が制定されました。

トクホについては健康増進法と食品表示法において容器包装上の義務表示の規定がありますが、広告については当該公正競争規約に基づき事業者団体が適正な表示をしたと認定したものに「公正マーク」を表示することで消費者により適切な情報提供がされるものと期待されます。

■ このため、トクホのメーカー約30社が参加して「特定保健用食品公正取引協議会」を設立し、適切な表示を守るための新しいルールの運用を始めました。同協議会がパッケージや広告などを調査し、問題があった場合は警告を出すということで、警告に従わない場合は、50万円以下の違約金が課されます。また、適切な表示をしていると認められた場合は、国のトクホのマークとあわせて、協議会が認定する「公正マーク」と呼ばれる上記の新しいマークを表示することができ、消費者はこのマークを目印に購入できるということです。

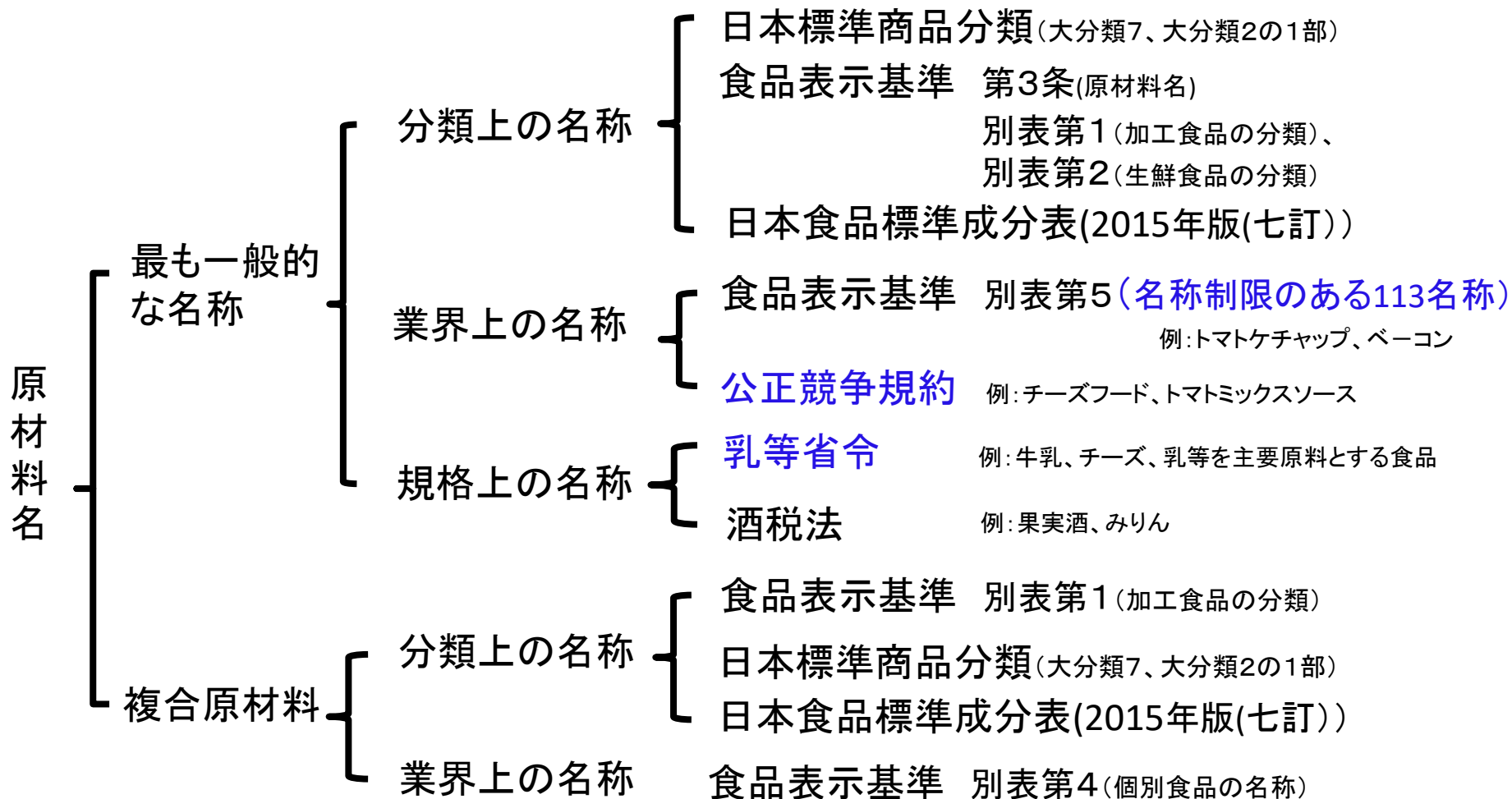
消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

# 【食品表示案内】 一括表示の原材料名について

体系的に理解し実務に役立てる

食品を購入する際の判断材料として、当該加工食品はどのような食品か知る必要があります。一括表示の「原材料名」に当該商品を構成してある個々の原材料名が表示されています。原材料名は選択する上でとても重要です。



### 〈加工食品〉

#### 第2講 一括表示の原材料名

##### 第1段 その最も一般的な名称

一括表示内に当該商品に使用した原材料がどのようなものか一般消費者が購入する際に理解できるように原材料名の事項名が表示されています。原材料名の表示から商品を構成する配合の概略がわかり、一般消費者が商品を選択する上で必要な情報が表示されています。原材料名から当該商品の具体的な中身が理解できるのです。

法的には表示基準第3条において、原材料名は「原材料に占める重量の割合の高いものから順に、一般その最も一般的な名称をもって表示する。」と定められています。一般的な名称ですから一般消費者が理解できるように社会通念上一般に使用されている用語であることが前提です。この点において一括表示の名称と同じですが、名称が「べんとう」や「鶏卵加工品」のように集合的な名称であれば原材料が明らかでないため更に具体的な用語が求められます。一括表示の名称が具体的であれば当該名称が原材料名となり得ます。通常原材料名は複数の一般的な名称が想定されます。事業者が複数の原材料名から、当該商品の原材料名として最も一般的な名称と思う原材料名を選択して表示することになります。選択する判断は事業者です。このため適切な原材料名を選択できるよう原材料名の選定方法を知っておく必要があります。

##### 第2段 原材料名の選定の方法（細分化された原材料）

それでは具体的に最も一般的な名称はどのように選択して表示するか説明します。1番目に一括表示の名称がその最も一般的な名称としてそのまま原材料名として表示できる場合があります。先に私見ですが次の3項目に従って名称を表示するとしました。この中で一括表示の名称＝原材料名となるものがあります。

※続きはP a g e 2-3～7(会員) で記載しています。

### ■ Q:端数処理をしない価格表示をしているわけは？ A:令和5年9月30日までの経過措置2がある。

なお、令和4年(2023年)10月から始まる「適格請求書等保存方式」になると、消費税は「総額表示・割戻方式」から「外税表示・積上方式」へと変わります。そうなる  
と、消費税を最後に精算するのではなく請求書の金額がそのまま納税する消費税額ということになります。請求書ごとに消費税の端数処理を行わなければならない  
のです。

「総額表示の義務付け」は、消費者が値札等を見れば「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるため、  
消費者はいくら支払えばその商品やサービスが購入できるか、値札や広告を見ただけで簡単に分かるようになり、  
また価格の比較も容易になることから実施されたものです。

ただし、総額表示義務に関する特例として「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻  
害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「本法」という。)は、二度にわたる消  
費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負  
担に配慮する観点から、本法の施行日(平成25年10月1日)から、本法が失効する令和3年3月31日までの間、  
消費税法第63条に規定する総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないものとしているが  
、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」  
(以下「誤認防止措置」という。)を講じることを求めています。

また、本法は、消費者の利便性に配慮する観点から、令和3年3月31日までの間であっても、本特例により税込  
価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定して  
います。

### [ポイント]

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。例えば、  
「10,000円(税込11,000円)とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て  
又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。(国税庁タックスアンサーより)  
しかし、切捨てと切上げで、納付する消費税額と実際の消費税額に差額が生じることになります。

※ 解説はP a g e 3-2 (会員) で記載しています。

厚生労働省HP日本人の食事摂取基準から作成

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。[8月号から食品表示の基本を大切に発信しています。](#)2020年(令和2年)も実務に役立つ情報発信をして参ります。

## 月刊 こう食品法令 【2020年 9月号】

「幸福のほうを選ぶのになにも恥じるところはない。」「そうなんです。…しかし、自分一人が幸福になるということは、恥ずべきことかもしれないんです。」

(カミュ「ペスト」宮崎訳)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。